

節水にご協力ください

水は、私たちの生命を維持するために必要な大切な資源です。節水を心がけて、限りある水を大切に使いましょう。

節水は、ご家庭での水道料金の節約にもつながります。また、節水することで、水を送るポンプや上下水道施設の消費電力を減らす節電効果もありますので、ぜひともご協力ください。

ご家庭でできる簡単な節水方法をご紹介します。

●洗面・手洗いのとき

水を3分間流しっぱなしで洗うと、約36リットルの水を使います。しかし、止めながら洗えば1分で済み、約24リットルの節水になります。

●洗濯のとき

1日に何度も洗濯機を回すのはやめ、ある程度の容量がたまったところで、まとめて洗うと節水になります。

●食器洗いのとき

水を流しっぱなしで洗うと、



おき、蛇口をこまめに閉めると1回で約90リットルの節水になります。

●お風呂のとき

シャワーを15分間出しっぱなしにすると、約180リットルの水を使い、浴槽1杯分とほぼ同じ量になります。家族で入るなら、シャワーより浴槽にためて入った方が節水になります。

また、残り湯は洗車・植木の散水などに利用しましょう。

ちよつとした心がけで、たくさんのお水が節約できます。

安全な建築物の

最後の仕上げは「完了検査」

建築物を建築される方へ重要なお知らせ

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けることとなっています。

この検査は、建築物の強度や避難などの基本的な性能について、建築基準法による関係規定への適合を法定機関が現地において確認するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に『完了検査申請書』を管轄の行政機関または指定確認検査機関へ提出してください。

また、検査後に交付される『検

査済証』は、建築物の安全性などが確認された適合建築物の証であり、建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

なお、ご不明な点については、茨城県南関東市民センター建築指導課までお問い合わせください。

問 茨城県南関東市民センター建築指導課

8519 029-822-

後期高齢者（長寿）医療制度のお知らせ

新しい被保険者証を7月中に送付します

現在ご使用の被保険者証は、本年7月31日が有効期限となっています。

これまで被保険者証をお届けする方法として「簡易書留」を利用していましたが、配達時に

留守のため、保険証の受け取りが遅れたり、受け取れなかったりという状況が見受けられることから、「普通郵便」でお届けすることになりました。

8月1日からは新しい被保険者証をお使いください

・平成23年度分後期高齢者医療保険料の普通徴収分（納付書払い・口座振替払い）の納付通知書を7月中に送付します。

・災害や収入の減少で保険料を納めることが困難な方は、申請すると後期高齢者医療保険料が減免になることがあります。

※減免は、申請すると必ず受けられるものではありません。詳しくは、国保年金課までお問い合わせ下さい。

問 伊奈庁舎国保年金課 029-2111（内線1187）

農振除外の申出について

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。

市では、農用地区域内農地の除外申出を次のとおり受け付けします。転用事業計画のある方は、受付期間内（期限限守）に申出願います。

なお、申出書類に記入漏れまたは不備などがある場合には、それらの修正を行ってからでないと受け付けることができませんので、事前に市農政課まで相談されますようお願いいたします。

▼8月受付期間=8月1日(月)~31日(水)まで

▼12月受付期間=12月1日(木)~28日(水)まで

※土・日・祝日は除く

申 問 谷和原庁舎農政課 058-2111（内線8152）